

契 約 書 (案)

- 1 業務名 2025 日本国際博覧会自治体参加催事実施業務
- 2 業務内容 別添「2025 日本国際博覧会自治体参加催事実施業務委託仕様書」
のとおり
- 3 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及
び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出したもので、契約金額に 110 分
の 10（適用する税率が 8 % の場合は 108 分の 8）を乗じて得た額である。
- 4 契約期間 契約を締結した日から 2026 年 1 月 30 日まで
- 5 支払方法 口座振替（第 1 条第 2 項に定める負担金額について、愛知県及び名
古屋市へそれぞれ請求を行う。）
- 6 契約保証金 愛知県財務規則第 129 条の 2 及び名古屋市契約規則第 30 条の規定に
より、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、愛知県財務
規則第 129 条の 3 及び名古屋市契約規則第 31 条に該当する場合は、全
額免除とする。
- 7 その他特約事項 別記のとおり

愛知県（以下「甲」という。）、名古屋市（以下「乙」という。）及び（以下「丙」
という。）との間において、上記業務の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書 3 通を作成し、甲乙丙それぞれ 1 通を保管する。

2025 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市
契約事務受任者 名古屋市総務局長 杉浦 弘昌

丙 所在地
名 称
代表者

(総則)

第1条 甲乙は丙に対して、「2025 日本国際博覧会自治体参加催事実施業務」を委託し、丙はこれを受託するものとする。丙は、この契約書及び仕様書に従い、本業務を処理するものとする。

2 契約金額は頭書の記載金額とするが、請求金額は、甲が 円、乙が 円とする。

(権利義務の譲渡等)

第1条 丙は、甲乙の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号)第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとし、乙の対価の支払による弁済の効力は、名古屋市会計規則第69条に基づき、乙の支出命令者が会計管理者又は審査出納員に対して支出命令を発した時点で生ずるものとする。

(著作権の譲渡等)

第2条 丙は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る丙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に甲乙に無償で譲渡するものとする。

2 甲乙は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を丙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲乙は、成果物が著作物に該当する場合には、丙が承諾したときに限り、既に丙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 丙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲乙が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲乙は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を丙の承諾なく自由に改変することができる。

5 丙は、成果物(業務を行う上で得られた記録を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲乙が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、公表することができる。

6 甲乙は、丙が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、丙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託の禁止)

第3条 丙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲乙の承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 丙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲乙がその方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、丙がその存在を知らなかったときは、甲乙は丙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 丙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護及び情報セキュリティの確保)

第6条 丙は、この契約の履行に際し、個人情報の取扱については、別記1の個人情報取扱事務委託基準に、情報セキュリティについては、別記2の情報セキュリティに関する特約条項に定めるところによるものとする。

(監督)

第7条 甲乙は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、丙の履行状況を監督することができる。

(検査)

第8条 甲乙は、丙から成果物の納入があったときは、10日以内にこれを検査するものとする。

2 検査の方法は甲乙の任意とし、丙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、不合格のものがあったときは、丙は、甲乙の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第9条 成果物の所有権は、検査に合格したときに丙から甲乙に移転し、同時にその成果物は、甲乙に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた成果物についての損害は、すべて丙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 甲乙は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、丙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲乙は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 甲乙が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を丙に通知しないときは、甲乙は、その不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、丙が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における違約金)

第11条 丙が、成果物納入を遅延したときは、違約金を甲乙に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲乙が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年2.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第12条 甲乙は、成果物完納後、丙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を丙に支払わなければならない。

2 甲乙は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの割合で算出した遅延利息を丙に支払

わなければならない。

(契約の解除)

第 13 条 甲乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため丙に損害が生じても、甲乙は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲乙の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (5) 契約解除の申立てをしたとき。
- (6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、丙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲乙の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第 2 号又は第 4 号に掲げる事項が、丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (2) 丙がその契約の履行を拒否し、又は、丙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 丙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 丙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 2 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲乙は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既納物件があるときは、甲乙においてこれを調査し、相当代価を丙に支払うものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 14 条 甲乙は、丙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため丙に損害が生じても、甲乙は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、丙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、丙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 7 条の 9 第 1 項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、丙に独占的状态があったとして独占禁止法第 8 条の 4 第 1 項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

(4) 丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 丙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。
（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第15条 丙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲乙が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲乙が指定する期限までに支払わなければならない。丙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲乙が特に認める場合は、この限りでない。

2 丙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、丙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 丙が甲乙に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲乙は、甲乙に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、丙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、丙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲乙に支払わなければならない。丙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第16条 甲乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしているとき。

- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲乙は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲乙の損害の賠償を丙に請求することができる。
- 3 甲乙は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、丙に損害が生じても、その責を負わないものとする。
- (妨害等に対する報告義務等)

第17条 丙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲乙に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 丙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲乙への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (規則の準用)

第18条 この契約の条項に定めるもののほかは、甲丙の間においては愛知県財務規則、乙丙の間においては名古屋市契約規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第19条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(障害者差別解消及びグリーン配送)

第20条 乙丙は、この契約の履行に際し、障害者差別解消については別記3の障害者差別解消に関する特記仕様書に、グリーン配送については別記4のグリーン配送に関する特記仕様書に定めるところによるものとする。

(協議)

第21条 この契約書、愛知県財務規則及び名古屋市契約規則に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、別に決定する。

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 丙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 丙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県及び名古屋市における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(管理体制)

第2 丙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（丙の組織内において直接又は間接に丙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲乙に提出する。

(秘密の保持)

第3 丙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 丙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第4 丙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲乙が必要と認める場合については、書面により甲乙にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 丙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により丙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 丙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(再委託の禁止)

第5 丙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲乙の承認を得るものとする。甲乙の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 丙は、甲乙の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により丙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、丙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲乙の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(目的外収集、利用の禁止)

第6 丙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 丙は、この契約による事務を処理するため甲乙から提供を受けた個人情報が記録された資料

等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲乙の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲乙の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第8 丙は、この契約による事務を処理するために、甲乙から提供を受け、又は丙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、甲乙の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲乙の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

（作業場所等の特定及び持ち出しの禁止）

第9 丙は、この契約による事務を処理するために、甲乙から提供を受け、又は丙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲乙の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

（安全管理措置に関する事項）

第10 丙は、甲乙からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び丙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

（資料等の返還等）

第11 丙がこの契約による事務を処理するために、甲乙から提供を受け、又は丙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲乙に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲乙が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 丙は、甲乙の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲乙に証明書等により報告するものとする。また、丙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

（第三者等からの回収）

第12 丙が、この契約による事務を処理するために、甲乙から提供を受け、又は丙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、甲乙の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲乙の承認を得て第三者に提供した場合、丙は、甲乙の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

（報告検査等）

第13 甲乙は、この契約により丙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、丙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は丙に対して指示を与えることができる。なお、丙は、甲乙から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故の場合の措置）

第14 丙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲乙に報告し、甲乙の指示に従うものとする。この場合、甲乙は、丙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

（損害賠償）

第15 丙は、この契約により丙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲乙が損害を被った場合、甲乙にその損害を賠償しなければならない。

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 丙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 丙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲乙の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 丙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 丙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲乙又は甲乙の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲乙の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、丙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 丙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 丙は、甲乙の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第6条 丙が本契約による業務を遂行するために、甲乙から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲乙に返還するものとする。ただし、甲乙が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第7条 丙が、甲乙から提供を受けた資料や情報資産について、甲乙の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、丙は、甲乙の指示により回収するものとする。

(報告等)

第8条 甲乙は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 丙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲乙にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 丙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲乙にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第9条 甲乙は、この特約条項の遵守状況の確認のため、丙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲乙による検査が困難な場合にあつては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001 等）の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第10条 甲乙は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第11条 甲乙は、本契約に係る丙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県及び名古屋市における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができる、丙はこれに従わなければならない。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 丙は、本契約を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、丙は、本契約を履行するに当たり、本契約に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第3条 丙は、本契約を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において丙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 丙は、本契約にかかる乙への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、丙から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、名古屋市環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(エコドライブの実施)

第3 自ら物品の納入を行う丙又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならない。

(調査への協力)

第4 自ら物品の納入を行う丙又は納入業者は、物品の納入にあたり、乙が別途交付する名古屋市グリーン配送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、乙がグリーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。